

当座預金の払戻請求書による支払い開始と 「当座勘定規定」改定のお知らせ

2025年4月9日

株式会社東和銀行（頭取 江原洋）は、政府・産業界・金融界が一丸となって取り組む「手形・小切手の全面的な電子化」に向けて、当座預金の払戻請求書による支払いを開始いたします。

記

1. 取扱開始日

2025年4月15日(火)

2. ご利用方法

当行所定の払戻請求書へ所定事項を記入し、届出印を押印のうえ、当座勘定の口座番号が確認できる「当座預金キャッシュカード」または「当座預金入金帳（磁気ストライプ付）」とともにご提示ください。
ただし、小切手による支払いと同様に、口座開設店に限らせていただきます。

3. 改定する規定

当座勘定規定(一般)

改定後の規定は、こちら [\(当座勘定規定\)](#) をご欄ください。

以上